

介護分野における感染防止対策の継続支援

- 令和3年度における介護分野の感染症対策は、
 - ・ 9月末までの特例的な対応を含めた+0.70%の介護報酬改定により、日常から必要な感染症対策の実施を行うとともに、
 - ・ 地域医療介護総合確保基金において、感染者が発生した事業所・施設等に対するかかり増し経費支援を実施。
- 令和3年10月以降については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、特例的な対応の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して、年末までのかかり増し経費を直接支援する。
- 申請手続は、できる限り簡素な方式とする。（領収書等の証拠書類の添付省略など）

対象施設・事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所

※ 医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費※

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・ 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
- ・ 感染症対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーター）

※ 支援対象は必要に応じて対象範囲をQAで示す

補助上限

サービス別（一部のサービスでは規模別）に補助上限を設定（平均的な規模の介護施設で6万円上限）

《施設系サービスの例》

介護老人福祉施設、介護老人保健施設

- ・ 39人以下 3万円
- ・ 40～49人 4万円
- ・ 50～69人 5万円
- ・ 70～89人 6万円（※平均規模）
- ・ 90人以上 7万円

《居住系サービスの例》

認知症グループホーム

- ・ 14人以下 1万円
- ・ 15人以上 1.5万円

《在宅系サービスの例》

訪問介護

- ・ 訪問回数1200回以下 1万円
- ・ 訪問回数1201回～2000回 1.5万円
- ・ 訪問回数2001回以上 2万円

短期入所生活介護 1万円

通所介護

- ・ 通常規模 1万円
- ・ 大規模Ⅰ 1.5万円
- ・ 大規模Ⅱ 2万円

居宅介護支援 1万円